

## 1. 独立行政法人の概要（その1）

NO.	91	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人自動車事故対策機構	職員の身分	非国家公務員
法人概要	自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対する指導、自動車事故による被害者に対しその身体的・財産的被害の回復に資する支援、自動車事故の発生防止及び被害者の保護に関する調査及び研究等を行うことにより、自動車事故の発生防止・被害者保護の増進を図る。						
沿革	昭和48.12 自動車事故対策センター → 平成15.10 独立行政法人自動車事故対策機構						
中期目標期間	平成24年4月1日～平成29年3月31日（5年間）						
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
役員総数[官庁OB]（現役出向）（4/1時点）		6	6	6	6	6	0（2）
常勤役員数		6	6	6	6	6	
非常勤役員数		0	0	0	0	0	
常勤職員数[官庁OB]（現役出向）（4/1時点）		334	334	334	334	334	2（108）
うち間接部門		25	25	25	25	25	
うち事業部門		309（マネージャー制度導入により、間接部門及び事業部門を横断的に担務しており分けられないため、常勤職員数から計上可能な本部の間接部門専属人数を差し引いた人数）				309（マネージャー制度導入により、間接部門及び事業部門を横断的に担務しており分けられないため、常勤職員数から計上可能な本部の間接部門専属人数を差し引いた人数）	
非常勤職員数（官庁OB）（4/1時点）		60（19）	60（13）	60（8）	60（8）	60（6）	
給与水準【事務・技術職員】（年齢・地域・学歴勘案）		104.7（104.4）	105.1（104.3）	104.5（104.2）	104.5（104.2）	104.5（104.2）	—（—）
給与水準【研究職員】（年齢・地域・学歴勘案）		（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成24年度	平成25年度	平成25年度
国からの財政支出額の推移（百万円）	予算/決算	決算	決算	決算	決算	当初予算	
国からの財政支出額の推移（百万円）	一般会計（百万円）	—	—	—	—	—	—
	うち運営費交付金	—	—	—	—	—	—
	うち施設整備費補助金	—	—	—	—	—	—
	うち施設整備以外の補助金・交付金	—	—	—	—	—	—
	うち委託費	—	—	—	—	—	—
	うち出資金	—	—	—	—	—	—
	特別会計（特会名）（百万円）	10,807	10,723	10,199	10,199	10,482	10,482
	うち運営費交付金	7,420	7,144	6,712	6,712	6,772	6,772
	うち施設整備費補助金	347	485	350	350	405	405
	うち施設整備以外の補助金・交付金	3,040	3,094	3,137	3,137	3,305	3,305
うち委託費	—	—	—	—	—	—	
うち出資金	—	—	—	—	—	—	
計	10,807	10,723	10,199	10,199	10,482	10,482	
支出額の推移（百万円）		13,221	13,487	13,445	13,445	14,044	
収入額の推移（百万円）		14,000	13,795	13,371	13,371	13,201	
国の財政支出/収入額（%）		77.2	77.7	76.3	76.3	79.4	
財務データ（平成24年度、百万円）	資産合計	24,022	うち流動資産	12,319			
	負債合計	13,976	純資産合計	10,047	うち利益剰余金	39	

# 1. 独立行政法人の概要（その2）

NO.	91	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人自動車事故対策機構
-----	----	----	-------	-----	-----------------

## ○事務・事業の構造等（平成25年度）

事務・事業名	①事務・事業の内容 及び ②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (平成24年度決算) (百万円)	収入額（百万円） (平成24年度決算)		特定関連会社・公益法人への支出 (百万円) (平成24年度)		
			内訳 (名称)	(額)	法人名	額	
			合計				
被害者援護業務	自賠責制度は、全国の自動車ユーザーの保険料によって、税金によらず、自動車事故被害者の救済を図る「クルマ社会のセーフティーネット」を構築するものであるところ、独法では、このセーフティーネットの一環として、被害者援護業務を実施することにより、自動車事故被害者の救済に取り組んでいる。 (ア) 療護施設の設置・運営 遷延性意識障害となった被害者を受け入れ、治療する専門の医療機関を設置、運営。 (独立行政法人自動車事故対策機構法（以下「法」という。）第13条第3号） (イ) 介護料の支給等 重度の後遺障害者に介護料を支給し、併せて重度の後遺障害者及びその家族に対する精神的支援等を実施。 (法第13条第4号) (ウ) 生活資金貸付等 保護者が死亡したり重度の後遺障害者となった世帯の経済的に困窮している子供たちの健全な育成を図るための無利子貸付を行い、併せて精神的支援を実施。 (法第13条第5号及び6号)	9,542	合計	8,881			
			国費				
			運営費交付金	4,624			
			施設整備補助金	350			
			介護料補助金	3,179			
			自己収入				
			貸付金回収等	728			
安全指導業務	上記同様、「クルマ社会のセーフティーネット」の一環として、自動車事故防止にとって欠かすことができない事業用自動車への「安全指導業務」を実施することにより、運行の安全の確保を図っている。 (ア) 運行管理者等に対する指導講習 バス、タクシー、トラックなどの運行の安全確保を担当する運行管理者等に対して、安全の確保に必要な運行管理の実務や関係法令などについて指導講習を実施。 (法第13条第1号) (イ) 運転者の適性診断 バス、タクシー、トラックなどの運転者を中心に、安全運転にとって必要な事項について各種診断を行い、諸特性を把握してきめ細やかな助言・指導を実施。 (法第13条第2号)	3,354	合計	3,939	(一社) 日本産業カウンセラー協会	14	
			国費				
			運営費交付金	1,550			
			自己収入				
			手数料収入等	2,389			
自動車アセスメント情報提供業務	「自動車アセスメント」は、販売されている自動車を用いて、実際にさまざまな衝突試験等を行い、年度ごとに自動車の種類毎の安全性能に関する評価を実施し、その結果をわかりやすい指標の形で国民に公表するもので、おおむねすべての自動車の先進諸国において行われている自動車の基本的な安全対策。我が国は、これを「クルマ社会のセーフティーネット」の一環として、実施することにより、より安全な車の普及や自動車メーカーによる安全な車の開発意識の向上を図っている。 (法第13条第8号)	549	合計	550	(一財) 日本自動車研究所	276	
			国費				
			運営費交付金	537			
			自己収入				
			データ販売収入	13			

(注1) 公益法人への支出については、(財) 日本自動車研究所及び(一社) 日本産業カウンセラー協会へ支出しているほか、以下の法人に対して事務所借上経費を支出している。※ ( ) 内は支出額。

(社) 北海道ハイヤー協会 (8)、(社) 北海道トラック協会 (6)、(社) 宮城県トラック協会 (7)、(社) 新潟県トラック協会 (14)、(社) 長野県トラック協会 (5)、(社) 富山県トラック協会 (6)、(社) 神奈川県トラック協会 (20)、(社) 山梨県トラック協会 (9)、(社) 滋賀県トラック協会 (10)、(社) 鳥取県トラック協会 (3)、(社) 岡山県トラック協会 (9)、(社) 香川県トラック協会 (8)、(社) 徳島県トラック協会 (5)、(社) 愛媛県トラック協会 (5)、(社) 高知県トラック協会 (5)、(社) 宮崎県トラック協会 (5)

(注2) 単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。  
(注3) 特定関連会社・公益法人への支出については、少額随契の範囲を除く。

## ○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳） ＜平成24年度決算合計＞

特別会計	法人合計 (百万円)	合計		
		自動車安全特別会計	〇〇特別会計	〇〇特別会計
被害者援護業務	8,154	8,154		
安全指導業務	1,550	1,550		
自動車アセスメント情報提供業務	537	537		

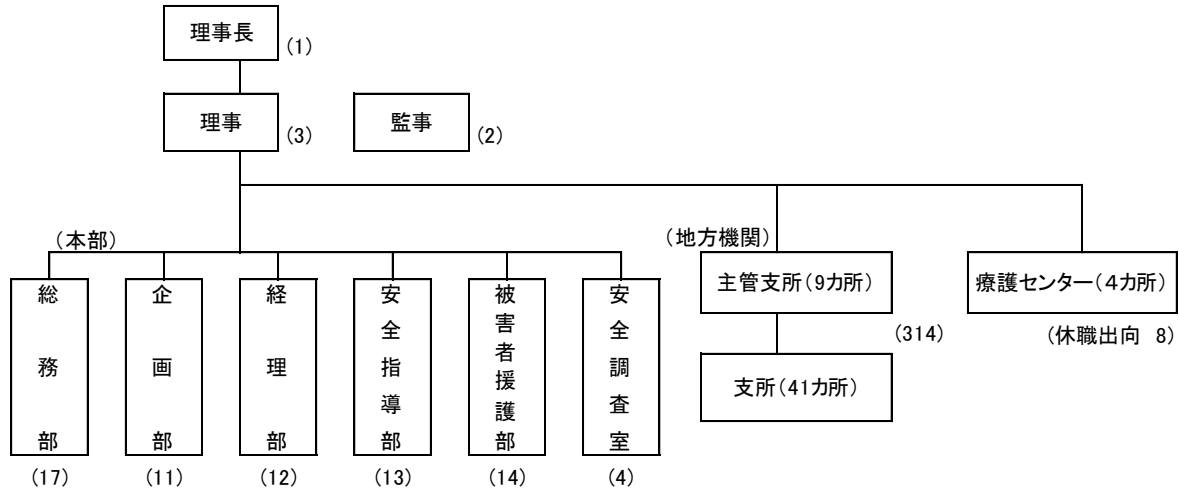
### ＜記載要領＞

- 「事務・事業名」には、中期目標・中期計画に記載している事務・事業に係る項目を基本に、今後の議論においてその内容を的確に説明し得る単位毎の名称を記入してください。
- 「①事務・事業の内容 及び ②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容」には、「事務・事業名」に対応する事務・事業の内容を記入するとともに、当該事務・事業を実施する必要性を示す独立行政法人個別法以外の法律、閣議決定、計画等の内容を具体的に記載ください。
- 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の閣議決定（平成22年12月7日）以降に、個別法改正等により追加された事務・事業については、事務・事業名に下線を引き、追加時期を明記してください。

# 1. 独立行政法人の概要（その3）

NO.	91	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人自動車事故対策機構
-----	----	----	-------	-----	-----------------

## ○組織図及び職員数（平成25年4月1日現在）



主管支所名	所在地	主管支所名	所在地
本部	東京都 墨田区錦糸3-2-1	大阪主管支所	大阪府 大阪市中央区常盤町2-2-5
札幌主管支所	北海道 札幌市中央区南8条西15丁目	京都支所	京都府 京都市伏見区竹田向代町51-5
函館支所	北海道 函館市美原1-18-10	兵庫支所	兵庫県 神戸市中央区海岸通り2-3-10
釧路支所	北海道 釧路市鳥取大通6-1-1	滋賀支所	滋賀県 守山市木浜町2298-4
旭川支所	北海道 旭川市流通団地2条4-32-1	奈良支所	奈良県 奈良市三条町487
仙台主管支所	宮城県 仙台市若林区卸町5-8-3	和歌山支所	和歌山県 和歌山市13番丁30
福島支所	福島県 福島市栄町7-33	広島主管支所	広島県 広島市西区観音新町2-4-25
岩手支所	岩手県 盛岡市中ノ橋通1-4-22	鳥取支所	鳥取県 鳥取市丸山町219-1
青森支所	青森県 青森市大字浜田字豊田139-21	島根支所	島根県 松江市母衣町55
山形支所	山形県 山形市十日町2-4-19	岡山支所	岡山県 岡山市北区青江1-22-33
秋田支所	秋田県 秋田市八橋大畑2-12-53	山口支所	山口県 山口市吉敷下東1-3-1
新潟主管支所	新潟県 新潟市中央区新光町6-4	高松主管支所	香川県 高松市福岡町3-3-6
長野支所	長野県 長野市南長池710-3	徳島支所	徳島県 徳島市北田宮2-14-50
石川支所	石川県 金沢市広岡3-1-1	愛媛支所	愛媛県 松山市井門町1081番地1
富山支所	富山県 富山市婦中町島本郷1-5	高知支所	高知県 高知市南の丸町5-17
東京主管支所	東京都 墨田区錦糸1-2-1	福岡主管支所	福岡県 福岡市博多区博多駅南2-1-5
神奈川支所	神奈川県 横浜市港北区新横浜2-11-1	佐賀支所	佐賀県 佐賀市中の小路4-30
千葉支所	千葉県 千葉市美浜区中瀬2-6-1	長崎支所	長崎県 長崎市五島町1-21
埼玉支所	埼玉県 さいたま市浦和区仲町3-12-6	熊本支所	熊本県 熊本市中央区花畑町4-7
茨城支所	茨城県 水戸市泉町3-1-28	大分支所	大分県 大分市都町1-1-23
群馬支所	群馬県 高崎市問屋町4-5-4	宮崎支所	宮崎県 宮崎市恒久1-7-21
栃木支所	栃木県 宇都宮市駒生町1288-2	鹿児島支所	鹿児島県 鹿児島市新屋敷町16-401
山梨支所	山梨県 笛吹市石和町唐柏1000-7	沖縄支所	沖縄県 那覇市泉崎2丁目103番地4
名古屋主管支所	愛知県 名古屋市中村区名駅3-21-7	千葉療護センター	千葉県 千葉市美浜区磯辺3-30-1
静岡支所	静岡県 静岡市葵区日出町1-2	東北療護センター	宮城県 仙台市太白区長町南4-20-6
岐阜支所	岐阜県 岐阜市金町4-30	岡山療護センター	岡山県 岡山市北区西古松2-8-35
三重支所	三重県 四日市市諏訪町4-5	中部療護センター	岐阜県 美濃加茂市古井町下古井630
福井支所	福井県 福井市大手3-2-1		

(注) 職員数は、平成25年4月1日現在の実員（非常勤職員及び嘱託を含む。）であり、育児休業者など同日現在時点の欠員数は含まれていない。

No.	91	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人自動車事故対策機構
-----	----	----	-------	-----	-----------------

## 1. 独立行政法人の概要（その4）

○国の政策実施機関としていかなる政策体系の中に法人がいかに位置づけられているのか、また、法人の業務について我が国の成長や国民の安全・安心の確保等の観点からいかなる成果をあげているか

自動車は、生活の足、産業の基礎インフラとして現代社会に欠かすことのできないものである一方、自動車事故による被害の発生という負の側面を有していることを踏まえ、自動車損害賠償保障法においては、自動車事故被害者の保護の増進及び自動車事故防止対策の安定的実施に関する国の責任が規定されており（同法附則第4項及び第5項）、これまで自動車事故対策機構においては、当該方針に基づく取組（様式2参照）が実施されてきたところである。

加えて、「経済財政運営と改革の基本方針」（平成25年6月14日閣議決定）において「第9次交通安全基本計画」（下記参照）の適正な実施による安全・安心な社会の実現が、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）においては「ヒトやモノが安全・快適に移動することのできる社会」、「病気やけがをしても、良質な医療・介護へのアクセスにより、早く社会に復帰できる社会」の実現が、それぞれ求められていることを踏まえると、自動車事故対策機構による取組は、我が国の成長や国民の安全・安心の確保等の観点から今後も重要なものであるといえる。

### 【自動車事故対策機構の取組等による成果】

#### ○被害者援護業務

・機構が設置・運営を行う療護施設（入院者数：239人（H24年度末時点））は脳損傷による遷延性意識障害の状態からの脱却（※）を目指して専門の治療を行う我が国唯一の医療機関として高度な治療・看護を実施（例：長期的なプランに基づいた治療等、治療に係る手厚い体制）

（※）脱却：遷延性意識障害から一定の意思疎通・運動機能の改善がなされた状態

・同施設における累積脱却者数：162人（H18～H24年度末）（同期間の累積入院者数：750人）（一般に遷延性意識障害からの自然な脱却率は5%前後とされている。）

・一般病院における遷延性意識障害者の長期入院は困難であり、上記療護施設に入院している者以外の多くは自宅における介護が行われているのが現状。（自動車事故による遷延性意識障害者数（H23.10）：約2,800人（推計値））

#### ○安全指導業務・自動車アセスメント情報提供業務

・指導講習受講者数（約14万人（H24年度））

・適性診断受診者数（約46万人（H24年度））

・自動車アセスメントの結果を踏まえた改善（例：ホンダCR-Vのサイドカーテンエアバックの標準装備（2012））

・自動車アセスメント等ホームページアクセス件数（約84万件（H24年度））

↓

・交通事故死者数の減少：約8,000人（H14年）→約4,000人（H24年）

・交通事故件数の減少：約94万件（H14年）→約67万件（H24年）

・適性診断受診者による重大事故発生率は、未受診者の約半分。（受診者：0.140%、未受診者：0.267%）

・自動車アセスメントを実施することによる乗員死者数の削減効果：645人（平成19年）

（H20年度自動車事故対策機構作成報告書より）

### 【政府の自動車事故削減目標】

#### ○第9次交通安全基本計画（平成23年3月31日中央交通安全対策会議決定）

・平成27年までに死者数を3,000人以下にする。

・平成27年までに死傷者数を70万人以下にする。

#### ○第171回国会における麻生内閣総理大臣施政方針演説（抜粋）（平成21年1月28日）

昨年交通事故死者数は、五千百人余りとなり、昭和45年のピーク時に比べ、三分の一以下に減らすことができました。今後十年間で、更に半減させます。

○独立行政法人として発足する以前との比較において、独法制度を活用することによりどのようなメリット・デメリットがあったか

#### （メリット）

・特殊法人・認可法人と異なり、「運営費交付金」により運営されることにより弾力的かつ効率的な運営を確保し、自由な裁量の下に予算の執行を行うことが可能。そのため、自動車事故対策機構においては、法人の自由な裁量の下で、事業用自動車に対する安全指導や自動車事故被害者に対する支援の充実等、限られた人員のもとで業務の効率化や組織運営の効率化を実施することが可能。

・国の提示する中期目標を達成するため、中期計画及び年度計画を定め、業務を計画的に遂行するとともに、業務内容、業績、評価等についての情報公開を徹底し、業務運営の透明性を確保することが可能。

#### （デメリット）

・毎事業年度の業務実績及び中期目標期間の業務実績に関しては、国土交通省独立行政法人評価委員会による評価を受けるとともに、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から当該評価に対する意見を受ける。また、組織・業務全般の見直しに関して、中期目標期間終了時に、国土交通省独立行政法人評価委員会の意見を聴いた上で国土交通大臣が検討するとともに、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会が主務大臣へ勧告することとなっている。更に、法人の事業は、行政事業レビュー、財務省予算執行調査、会計検査院検査等の対象にもなっている。以上のとおり、多層の評価・検討等に対応するため、法人における負担が増加している。

No.	91	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人自動車事故対策機構
-----	----	----	-------	-----	-----------------

○関連する行政事業レビューシート（平成25年度）

府省名	事業番号	事業名
国交省	189	自動車事故による被害者対策の充実
国交省	193	独立行政法人自動車事故対策機構運営費交付金
国交省	194	独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費

○法人の業務における民間委託の状況

①内部管理業務（調達、給与、研修など）、庁舎管理業務、システム関連業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額（24年度決算）（百万円）	委託先
庁舎管理業務	療護センター清掃業務及び警備業務 等	108	(株)ダイエイハービス (株)アネクス (株)アールエコ 等
システム関連業務	平成24年度インターネット適性診断システム(ナスパネット)の保守 等	201	(株)三菱総合研究所 日本ユニシス(株) 日本電気(株) 等
②①以外の業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額（24年度決算）	委託先
療護センターの 治療・看護業務	療護センターにおける治療・看護の業務 等	2,646	医療法人誠善会 一般財団法人広南会 社会福祉法人恩賜財団済生会支部岡山県済生 会 等
自動車アッセ メントの試験実 施業務	平成24年度自動車アセスメント情報提供のうち安全性能比較試験の実施 等	308	一般財団法人日本自動車研究所
講習用テキスト 等作成業務	平成24年度版講習用テキストの印刷 等	102	(株)プライムステーション (株)アイネット テレビ朝日映像(株) 等
運営支援業務	第7回NASVA安全マネジメントセミナー運営支援業務 等	11	日通旅行(株) (株)第一印刷所 日本旅行(株)
調査業務	「療護施設のコスト要因分析調査」業務委託 等	11	医療総研(株) みずほ情報総研(株) (株)社構研 等
労働者派遣業務	労働者派遣	8	(株)JPCキャリアコンサルティング (株)ワークプロジェクト (有)風音 等
その他	会計監査人との監査契約、財務諸表に関する公告、自動車保険契約	10	有限責任あずさ監査法人 東京官書普及株 日本興亜損害保険(株)

No.	91	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人自動車事故対策機構
-----	----	----	-------	-----	-----------------

## 2. 個別法人の組織等の在り方について（その1）

<b>（1）独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）について</b>	
① 措置内容	—
② これに対する現時点での考え方	—
<b>（3）整理合理化計画の措置内容が未実施の場合は今後の対応方針</b>	
<b>（2）独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）について</b>	
① 措置内容	<p>○成果目標達成法人とする。</p> <p>○自動車アセスメント業務は、交通安全環境研究所及び自動車検査独立行政法人の統合後の法人に移管する。</p>
② これに対する現時点での考え方	<p>「経済財政運営と改革の基本方針」（平成25年6月14日閣議決定）や「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）等の記載からも明らかなように（様式4参照）、自動車をめぐる安全・安心の確保は、今後も我が国における重要な課題の1つであると考えられるところ、自動車事故対策機構が実施する自動車アセスメント業務は、結果の公表等を通じて安全性の高い自動車の普及や自動車メーカーによる意識向上に寄与（例：乗員死者数の削減効果：645人（平成19年）（平成20年度自動車事故対策機構作成の報告書より））することはもちろん、被害者援護業務や安全指導業務等の自動車事故対策機構が実施する他の業務と相互に連携（例：被害者援護業務等の知見・経験に基づくアセスメントの評価項目の追加）することによって、総合的対策を講じることが可能であり、自動車事故被害者の方々からも高い評価を得ているものである。</p> <p>交通安全環境研究所に自動車アセスメント業務を移管することについては、本来の趣旨が異なる保安基準審査と自動車アセスメントを単一の機関が実施することによって自動車アセスメントの趣旨が没却し、上記総合的対策が困難となることに加え、保安基準の審査用に整備されている現在の交通安全環境研究所の施設を自動車アセスメントの実施を可能なものに改修するためには、多額の費用を要することから、合理化・効率化は困難である。</p> <p>以上を踏まえると、自動車アセスメント業務の交通安全環境研究所への移管は適当ではない。</p>
<b>（3）政策評価・独立行政法人評価委員会及び会計検査院による指摘事項</b>	
① 指摘事項	—
② 対応状況	—

No.	91	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人自動車事故対策機構
-----	----	----	-------	-----	-----------------

## 2. 個別法人の組織等の在り方について（その2）

(4) (1)～(3)を踏まえた各府省としての組織見直しの考え方について

〔 個々の法人の事務・事業の全部又は一部の民間開放や他の主体への移管が可能な場合には、その旨についても記載。 〕

「経済財政運営と改革の基本方針」（平成25年6月14日閣議決定）や「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）等の記載からも明らかなように（様式4参照）、自動車をめぐる安全・安心の確保は、今後も我が国における重要な課題の1つであると考えられるところ、そのような状況において、自動車事故対策機構の行う業務（被害者援護業務、安全指導業務、自動車アセスメント業務）は、引き続き高い重要性を有するものであると考えられる。

被害者援護業務について、自動車事故対策機構の設置・運営する療護施設は脳損傷による遷延性意識障害の状態からの脱却を目指して専門の治療を行う我が国唯一の医療機関として、高度な治療・看護が実施されている（※1）ほか、自動車事故対策機構においては、ホームヘルパーやカウンセラーの資格を有する専門スタッフ等による療護制度の立案・運用、被害者に対する介護料の支給、訪問支援等の活動が積極的に実施されており、自動車事故被害者の方々からも高い評価をいただいているところである。

（※1）高度医療検査機器によって患者の脳の機能を正確かつ適切に評価し、最新の医学情報を元に残存する脳の機能を改善させるための患者一人一人に合った治療計画により脳の目覚めを促す専門的な治療を行うとともに、看護師と患者の一時点における比率が1：5前後となるような充実した看護体制を敷いている（通常の病院では、急性時における比率でも1：10前後）。このような対応により、通常ではほとんど回復の見込みがないとされている患者を回復させることが可能。

安全指導業務（指導講習・適性診断）については、民間活力の活用の観点から、テキストの頒布、適性診断機器の提供等による民間参入を積極的に促進している。一方で、安全指導を必要とする自動車運送事業者は全国に存在することから、地域性に左右されることなく、安定的・継続的に、安全指導を受けることができる体制の確保が重要であり、現状（※2）においては、自動車事故対策機構が安全指導業務において一定の役割を果たしていくことが求められる。

（※2）

- ・ 指導講習の民間参入の例：坂本自動車株式会社（平成25年3月～）
- ・ 適性診断の民間参入の例：株式会社おんが自動車学校（平成23年3月～）
- ・ 特に地方部では採算上の問題により民間の参入が見込めないものの、自動車事故対策機構においては、島嶼部等のへき地に対しても、自動車運送事業者の指導講習・適性診断の受講・受診の機会を確保するため、機構から職員を派遣し、安全指導を実施しているところである。（平成24年度指導講習派遣実績：375箇所（例：東京都八丈町、島根県隠岐の島町））

自動車アセスメント情報提供業務については、結果の公表等を通じて安全性の高い自動車の普及や自動車メーカーによる意識向上に寄与（例：乗員死者数の削減効果：645人（平成19年）（平成20年度自動車事故対策機構作成の報告書より））する業務であり、その適正性を確保するためには、自動車メーカーと利害関係のない公正・中立な組織がその企画・立案・結果公表等を担当する必要があるほか、自動車事故の発生防止・被害者保護の観点から、自動車事故対策機構が業務を通じてこれまで培った知見等を活用することが重要であり、引き続き、自動車事故対策機構において同業務を実施することが適当である。

このほか、上記の各業務が相互に連携（※3）することによって、付加価値の高い総合的対策を講じることが可能であり、当該対策は自動車事故被害者の方々からも、自動車事故の発生防止及び被害者の保護の増進の役割を果たすものとして高い評価を得ているところであることを踏まえると、上記業務は引き続き自動車事故対策機構において一括して実施することが適当であると考えられる。

（※3）連携の例

- ・ 安全指導業務の実施に当たって、直接、自動車運送事業者に自動車事故被害者の声を伝えることによる事故防止の意識の一層の向上
- ・ 被害者援護業務等の知見・経験に基づくアセスメントの評価項目の追加

No.	91	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人自動車事故対策機構
-----	----	----	-------	-----	-----------------

### 3. 独立行政法人制度の見直しについて

独立行政法人改革に関する中間とりまとめ～行政改革推進会議での中間的整理のために～（平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会）に関して特段の意見・コメントがあれば記載（制度面のみならず、運用面の見直しを含む）

#### 2（4）財政規律、報酬・給与等の見直し及び情報公開の充実

##### ①財政運営の適正化、説明責任・透明性の向上、経営努力の促進

○「運営費交付金の算定に当たり、自己収入の目標を達成した場合に増加分の一定割合を控除しないこととする。一方、目標不達成の場合には、運営費交付金の算定の際に、事務・事業の内容や継続性等を踏まえて運営費交付金の削減を総合的に判断する。」

<意見>

自己収入拡大への取り組みに対する更なるインセンティブを与えるために、「増加分の一定割合を控除しないこととする。」ではなく、自己収入の目標を達成した場合の増加分の全てを控除しないことを検討いただきたい。